

向日市審議会等の会議の 公開に関する指針

1 目的

この指針は、審議会等の会議の公開に関し、透明かつ公正な会議の運営の方針を定めることにより、市民の市政に対する理解と信頼を深め、より一層開かれた市政の推進に資することを目的とする。

2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置される附属機関
- (2) 規則又は要綱等に基づき、会議の結果を市政に反映することを目的として設置される委員会、協議会等をいう。

3 会議の公開の基準

審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 向日市情報公開条例（平成11年条例第10号）第6条各号のいずれかに該当する情報を含む事項について審議する場合
- (2) 審議会等の会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

4 公開又は非公開の決定

- (1) 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、3に定める基準に基づき、審議会等の長が当該会議に諮って行うものとする。
- (2) 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 公開の方法等

- (1) 審議会等の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、傍聴を希望する者に許可することにより行うものとする。
- (2) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるように、傍聴に係る遵守事項等を定め、会議の開催中における会場の秩序の維持に努めるものとする。
- (3) 審議会等は、会議に関する報道機関の取材について、十分配慮するものとする。

6 会議の開催の周知

- (1) 審議会等は、公開する会議を開催するに当たっては、当該会議の開催予定日の1週間前までに、会議の開催について公表するものとする。ただし、緊急に会議を開

催する必要があり、公表する暇がないと認めるときは、この限りでない。

(2) 審議会等の会議の開催の公表は、広報紙、ホームページへの掲載、庁舎内の掲示
その他適当な方法により行うものとする。

(3) 審議会等の会議の開催の公表事項は、おおむね次のとおりとする。

- ア 会議の名称
- イ 会議の議題
- ウ 会議の開催日時及び場所
- エ 傍聴に関する事項
- オ 問い合わせ先
- カ その他審議会等の長が必要と認める事項

7 資料の閲覧等

審議会等の会議の公開に当たっては、当該会議に付する資料を傍聴者の閲覧に供するよう努めるものとする。ただし、当該資料に向日市情報公開条例第6条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、この限りでない。

8 会議録の作成

(1) 審議会等は、会議の終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

(2) 会議録の記載事項は、次のとおりとする。

- ア 会議の名称
- イ 会議の議題
- ウ 会議の開催日時
- エ 会議の開催場所
- オ 会議の公開の可否
- カ 傍聴者数（公開の場合）
- キ 非公開の理由（非公開（会議の一部非公開を含む。）の場合）
- ク 出席委員
- ケ 配付資料
- コ 審議等の内容
- サ その他必要な事項

9 会議録の閲覧等

審議会等は、公開した会議の会議録の写しを閲覧に供するよう努めるものとする。

10 運用状況の公表

市長は、審議会等の会議公開の運用状況について、定期的な公表に努めるものとする。

11 特別の定めがある場合の取扱い

審議会等の会議の公開について、法令又は条例等に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

附 則

この指針は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。